

## 第 4 部

### 参 考 资 料

運営規程、重要事項説明事項及び揭示事項一覧(児童福祉法に基づく障害児支援)

★運営規程、重要事項説明書及び揭示事項については、整合性を図ること。

(◎:重要事項説明事項及び揭示事項、○:運営規程記載事項、△重要事項説明書又は契約書記載事項、◇:揭示事項)

項 目	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	福祉型 障害児入所施設	医療型 障害児入所施設
運営規程の概要	◎ (注①)	◎ (注①)	◎ (注①)	◎ (注①)	◎ (注①)	◎ (注①)
施設の目的及び運営の方針	○	○	○	○	○	○
従業者の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○	○	○
営業日及び営業時間	○	○	○	○		
利用定員	○	○	○		○	○
指定支援の内容及び支給決定保護者から受領する費用の種類及び額	○	○	○	○	○	○
通常の事業の実施地域	○	○	○	○		
サービス利用に当たっての留意事項	○	○	○	○	○	○
緊急時等における対応方法	○	○	○	○	○	○
非常災害対策	○	○	○		○	○
事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障がいの種類	○				○	○
虐待の防止のための措置に関する事項	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生時の対応	◎	◎	◎	◎	◎	◎
苦情解決の体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎
当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地	△	△	△	△	△	△
サービスの提供開始年月日	△	△	△	△	△	△
提供するサービスの第三者評価の実施状況	△	△	△	△	△	△
協力医療機関	◎	◎	◎	◎	◎ (注②)	◎ (注②)

※注①:運営規程のその他運営に関する重要事項として、身体的拘束等を行う際の手続き及び苦情解決の体制を定めておくことが望ましい。(解釈通知)

※注②:協力歯科医療機関も必要(運営基準上、「あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。」と規定)

指定障害児通所支援（児童発達支援）の場合

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p style="text-align: center;"><b>[指定障害児通所支援事業者名] 運営規程</b></p> <p>（事業の目的）</p> <p>第1条 本事業は、[法人名]（以下「事業者」という。）が開設する[指定障害児通所支援事業所名]（以下「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援（児童発達支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。</p> <p>（運営の方針）</p> <p>第2条 事業者は、児童発達支援に係る指定障害児通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めるものとする。</p> <p>3 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前3項のほか、児童福祉法（以下「法」という。）及び山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）及び山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号。以下「山形県規則」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。</p> <p>（事業所の名称等）</p> <p>第3条 指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 [指定障害児通所支援事業所名]</p> <p>（2）所在地 山形県〇〇市△△町×丁目□-□</p>	<p>※事業所の正式名称を記入</p> <p>※[法人名]⇒開設者（法人名）                  ※[指定通所支援事業所名]⇒事業所の正式名称</p> <p>※[指定通所支援事業所名]⇒事業所の正式名称                  ※所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。</p>

<p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 ○名 (常勤職員)</p> <p>管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 ○名 (常勤職員)</p> <p>児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援にかかる通所支援計画 (以下「児童発達支援計画」という。) の作成に関する業務の他に、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p> <p>(3) 指導員 ○名 (常勤職員 ○人、非常勤職員 ○人)</p> <p>児童発達支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。</p> <p>(4) 保育士 ○名 (常勤職員 ○人、非常勤職員 ○人)</p> <p>児童発達支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。</p> <p>(5) 機能訓練担当職員 (常勤職員 ○人、非常勤職員 ○人)</p> <p>児童発達支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。</p> <p>(営業日及び営業時間等)</p> <p>第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。</p> <p>(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。</p> <p>(3) サービス提供日</p> <p>第1単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。</p> <p>第2単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。</p> <p>(4) サービス提供時間</p> <p>第1単位：午前○時から午後○時までとする。</p> <p>第2単位：午前○時から午後○時までとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。</p> <p>事業所全体の利用定員 ○○名</p>	<p>※(1) 管理者が児童発達支援管理責任者を兼務する場合は、「(常勤職員。児童発達支援管理責任者兼務)」等と記載する。</p> <p>※(2) 児童発達支援管理責任者が管理者を兼務する場合は、「(常勤職員。管理者兼務)」等と記載する。</p> <p>※(3) 主として重症心身障害児を対象とする場合は児童指導員が必要</p> <p>※(5) 機能訓練を行わない場合は記載しない。主として重症心身障害児を対象とする場合は、必置かつ指導員及び保育士との兼務不可</p> <p>※主として重症心身障害児を対象とする場合は、嘱託医、看護職員も必要。</p> <p>※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を記載する。</p> <p>※「サービス提供日」「サービス提供時間」は、児童に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。</p> <p>※複数の単位が設置されている場合は設置単位毎にサービス提供日・時間を記載する。</p> <p>※サービス提供時間は、児童発達支援計画に位置付けられたサービス内容を行うに必要な時間で設定する。</p> <p>※複数の単位が設置されている場合は設置単位毎に利用定員を記載する。</p>
---	--

<p>(1) 第1単位：〇〇名  (2) 第2単位：〇〇名</p> <p>(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)</p> <p>第7条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、〇〇〇〇とする。</p> <p>(指定児童発達支援の内容)</p> <p>第8条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童発達支援計画の作成  (2) 日常生活における基本的動作の訓練  (3) 利用者又はその家族に対する相談支援  (4) 集団生活への適応訓練</p> <p>(保護者から受領する費用の額等)</p> <p>第9条 指定児童発達支援を提供した際には、保護者から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額（山形県規則第2条第2号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、前項に規定する費用のほか保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。</p> <p>3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用      1食あたり    〇〇〇円  (2) 日用品費                              月額            〇〇〇円  (3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であつて保護者に負担させることが適当とみられるものの実費</p> <p>4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。</p> <p>(サービス利用に当たりの留意事項)</p> <p>第10条 利用者及び保護者は、サービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者及び保護者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。</p> <p>(通常の事業の実施地域)</p>	<p>※重症心身障害児、難聴児、肢体不自由児等、障がい種別を限定する場合、その障がい種別を記載する。</p> <p>※事業所で提供するサービスの内容について記載する。</p> <p>※利用料のほかに、保護者から、負担を求めることが適切であると認められるものについては、実費を徴収することができる。項目は具体的に記載すること。(曖昧な名目のものは不可)</p> <p>※利用者及び保護者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。</p>
--	--

<p>第11条 通常の事業の実施地域は、〇〇市、××市及び△△市の全域とする。</p> <p>(緊急時等における対応方法)</p> <p>第12条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第13条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第14条 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第15条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。</p> <p>2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を年〇回以上行う。</p> <p>(虐待防止に関する事項)</p> <p>第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置</p> <p>(2) 苦情解決体制の整備</p> <p>(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施</p> <p>(4) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底</p> <p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。</p>	<p>※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「〇〇市〇〇町」など客観的に区域が分かるように記載する。</p>
---	--

<p>(1) 採用時研修 採用後○カ月以内</p> <p>(2) 継続研修 年○回</p> <p>2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。</p> <p>3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。</p> <p>4 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。</p> <p>5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、 年 月 日から施行する。</p>	
--	--